

パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方

【種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令案】

	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	本省令案は、種苗法の一部を改正する法律案において、育成者権の存続期間を 10 年延長し、通常の植物については最長 35 年、永年性植物については最長 40 年とすることを前提として、第 31 年から第 40 年までの登録料の額を定め、品種登録簿の様式を整備するものです。 新品種の育成には、長期間の研究開発、試験栽培、権利管理、人材確保等の負担が必要であり、育成者の権利を適切に保護すること自体は重要です。また、日本で育成された優良品種の海外流出を防止し、国内農業の競争力を維持する必要があることも理解できます。 しかしながら、種苗は農業生産の出発点であり、食料供給の基盤です。したがって、育成者権の保護強化は、単なる知的財産権の保護にとどまらず、国内農業の生産力を高め、食料自給率の向上に資する制度として設計される必要があります。 我が国の食料自給率は依然として低い水準にあり、国際情勢の不安定化、気候変動、輸入資材価格の高騰、物流リスク等を踏まえれば、国内で安定的に農産物を生産できる体制の強化は喫緊の課題です。そのためには、優良品種の開発を促進するだけでなく、その品種が国内の農家、農業法人、地域産地に広く利用され、作付拡大、単収向上、品質向上、病虫害対策、気候変動対応につながることも重要です。 育成者権の存続期間延長により、種苗代、苗木代、許諾料、契約管理費用等が長期化または高額化すれば、国内生産者の負担が増え、作付拡大や新規参入を妨げる可能性があります。これは、食料自給率の向上という政策目的に反するおそれがあります。 したがって、本省令案およびその前提となる制度運用においては、育成者権の保護強化が、国内生産者の利用拡大、国内産地の維持・発展、種苗の安定供給、食料自給率向上につながるよう、以下の点について再検討または明確化することを求めます。 1. 食料自給率向上に資する制度運用を明確にすべき 育成者権の長期化は、育成者の投資回収を支え、新品種開発を促進する効果が期待され	御意見の項目 5 及び 8 について 登録料については、育成者権者の利益と登録品種が無償で広く利用されることの公的な利益との兼ね合いなどから設定されているものであり、特許料など他の知的財産制度と同様、育成者権者が登録品種の利用を独占する期間が長期化する場合には登録料を増額すべきとの考えに基づき、後年ほど高い登録料を定めています。令和 2 年の種苗法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 74 号）による改正以降法律上の登録料の上限額が 3 万円とされている中で、種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）において第 10 年時点で既に上限値としているところ、今回の規定は、第 30 年までの登録料をそのまま第 40 年まで適用しているものです。 また、施行日については、今般の改正種苗法のうち育成者権の存続期間の改正については公布日施行であるため、それに対応した改正を行う本省令についても公布日施行とするものです。 その他について 運用に関する御意見として承ります。

ます。一方で、権利保護が過度に強くなれば、国内農家が優良品種を利用しにくくなり、結果として国内生産力の向上を阻害する可能性があります。 特に、米、麦、大豆、野菜、果樹、飼料作物など、食料安全保障上重要な作物については、権利保護と同時に、国内生産者が安定的かつ適正な条件で登録品種を利用できる仕組みを整備すべきです。 また、育成者権の存続期間延長後、登録品種の国内作付面積、国内生産量、利用農家数、種苗価格、許諾料、地域産地への影響等を継続的に把握し、制度が食料自給率向上に資しているかを検証すべきです。 2. 農家・産地側の負担について影響評価を示すべき 登録品種の利用にあたっては、種苗代、苗木代、許諾料、契約管理、更新手続等の負担が生じます。権利期間が10年延長されれば、これらの負担が長期化し、中小農家、農業法人、地域産地にとって経営上の制約となる可能性があります。 特に果樹など、植栽から収益化まで長期間を要する作物では、育成者保護を強化する必要性がある一方、産地側の負担も長期化します。そのため、権利者保護と利用者負担のバランスについて、具体的な影響評価を示すべきです。 3. 公的機関が育成した品種については公共性を明確にすべき 公的機関が育成した品種については、民間品種と同様に長期の権利保護を認めるだけでなく、国内生産者への安定供給、許諾条件の透明性、過度な利用制限の防止を併せて制度化すべきです。 公的資金や公的研究機関によって育成された品種は、地域農業の振興、食料安全保障、国内生産基盤の維持という公共的役割を有しています。したがって、権利保護の長期化により、国内農家の利用が過度に制約されることがないように、特別な配慮が必要です。 特に、食料自給率の向上に資する重要品種については、国内農家が過度な負担なく利用できる仕組みを整備すべきです。 4. 海外流出防止と国内利用促進を両立すべき 日本で育成された優良品種の海外流出を防止することは重要です。しかし、海外での無断栽培や品種流出を防ぐためには、国内の育成者権の存続期間を延長するだけでは十分ではありません。 海外での品種登録、輸出管理、苗木・種苗の流通管理、ライセンス先の監視、侵害時の	
--	--

法的対応などを総合的に強化する必要があります。国内の保護期間延長が、海外流出防止にどの程度実効性を持つのかについて、より丁寧な説明が必要です。 また、海外流出防止を理由として国内農家の利用が過度に制限されることがあってはなりません。海外流出を防ぎながら、国内では優良品種を適正な条件で広く利用できる制度設計が必要です。 5. 第31年から第40年までの登録料設定の根拠を示すべき 本省令案では、第31年から第40年までの登録料の額を定めていますが、その金額設定の根拠が十分に説明されていません。 商業的価値が極めて高い品種と、実際にはほとんど利用されていない品種とで、同じ登録料によって権利維持が可能となる場合、利用実態の乏しい品種が長期間囲い込まれ、後発利用や地域での活用を妨げるおそれがあります。 一方で、小規模育種家にとっては、長期の登録料負担が重くなる可能性もあります。登録料の水準については、育成者保護、品種利用の促進、囲い込み防止、小規模育種家への配慮のバランスを踏まえて説明すべきです。 6. 利用実態の乏しい品種の長期囲い込みを防ぐべき 育成者権の存続期間が延長されることで、実際には利用されていない品種についても、権利だけが長期間維持される可能性があります。 種苗は農業生産の基盤であり、利用されない品種が長期間囲い込まれることは、品種改良、地域利用、後発育種、農業現場での選択肢拡大を妨げるおそれがあります。 そのため、長期間権利を維持する品種については、利用実態、供給状況、許諾条件等の透明性を高める仕組みを検討すべきです。 7. 食料安全保障上重要な作物について種苗の安定供給を確保すべき 種苗は、農業生産と食料供給の最も基本的なインフラです。特定の権利者や管理主体に長期間依存する制度設計は、種苗供給の安定性や地域農業の自立性に影響を及ぼす可能性があります。 米、麦、大豆、野菜、果樹、飼料作物など、国民生活や地域産業に重要な作物については、育成者権の保護と同時に、国内での安定供給、災害時・不作時の供給確保、過度な価格上昇の抑制を考慮すべきです。 特に、食料自給率向上のためには、優良品種が実際に国内で作付けされ、生産量の増加	
---	--

	につながる必要があります。制度運用にあたっては、国内生産力の強化という観点を明確に位置付けるべきです。 8. 施行前の周知期間および経過措置を十分に確保すべき 本省令案の施行日は公布の日とされていますが、関係者への周知期間や準備期間を十分に確保すべきです。 種苗業者、農家、農業法人、自治体、公的研究機関等は、契約書、許諾条件、登録料管理、表示、事務手続等の見直しが必要となる可能性があります。 特に既存品種や経過措置対象となる品種については、制度移行時に混乱が生じないよう、十分な周知と経過措置を設けるべきです 9. パブリックコメント資料として影響説明が不足している 本省令案は、登録料と登録簿様式の改正であるとしても、その前提には育成者権の存続期間延長という大きな政策変更があります。 したがって、農家負担、種苗価格、許諾料、公共品種の利用条件、海外流出防止効果、市場競争、地域農業、食料自給率への影響等について、国民や関係事業者が判断できる資料を示すべきです。 特に、食料自給率の向上を国の重要課題とするのであれば、育成者権の保護期間延長が国内生産力の強化にどのように結び付くのかを説明する必要があります。	
2	種苗登録費用の吊り上げに反対する。 地球温暖化・気候変動や戦争で農作物の生産が危機に瀕している時に、種苗の移動を妨げる改定はそのまま農業の多様性を殺すことに他ならない。 耐暑性作物、海外の新規作物を積極的に採り入れられる様、反対に緩和すべきではないのか。 食糧問題が浮き彫りになっている最中に、何の対策もしないとは農水省の存在意義すら問われる。	登録料については、育成者権者の利益と登録品種が無償で広く利用されることの公的な利益との兼ね合いなどから設定されているものであり、特許料など他の知的財産制度と同様、育成者権者が登録品種の利用を独占する期間が長期化する場合には登録料を増額すべきとの考えに基づき、後年ほど高い登録料を定めています。 令和2年の種苗法の一部を改正する法律による改正以降法律上の登録料の上限額が3万円とされている中で、種苗法施行規則において第10年時点で既に上限値としているところ、今回の規定は、第30年までの登録料をそのまま第40年まで適用しているものです。
3	今回の法改正および新法の運用にあたっては、データ上の効率や知的財産の保護に偏る	今回の意見募集の対象外ですが、御意見として承ります。

	ことなく、以下の「食料安全保障」の観点用最優先することを強く求めます。 1. 農家の「自家採種」の権利と自律性の確保 島国である日本において、種子や肥料を海外に依存し、さらに作物の生産量や種子の使用を国や企業が厳格に管理する現状は、有事の際に極めて危ういと考えます。登録品種の許諾制が進む中でも、農家はその土地に合った種を繋ぎ、工夫して栽培を続ける「自律性」を奪わないでください。企業利益よりも、たとえ鎖国状態になっても国民を飢えさせない「種の公共性」を死守すべきです。 2. 現場主義の徹底と日本の若者への継承 農業政策の決定において、現場を知らない層がデータのみで判断することを危惧します。安易に外国人の労働力や海外の種に頼るのではなく、日本の若い世代が農業を「自立した職業」として志せるよう、国内での種苗生産・確保の予算を大幅に拡充してください。 3. 「防災農園」としての空き地・空き家の活用支援 今後、増え続ける空き家や所有者不明地を国が積極的に買い上げ、更地にして地域（町内会等）の畑として活用できる仕組みを、本法運用の枠組みからも支援してください。災害時に物流が止まっても、地域住民が「腹がいっぱい」になれるだけの食料を自ら確保できる「分散型自給システム」こそが、真の安全保障です。 【結論】 「食料を制するものは国を制する」という認識のもと、農家を単なる生産ユニットとして扱うのではなく、国の守り手としてその権利を保護することを求めます。現場の農家の知恵を尊重し、国民の胃袋を支える「当たり前」の自給体制を取り戻すための運用を強く要望いたします。	
4	【意見の趣旨】 今般の種苗法改正案は、育成者権の保護を過度に強化する一方で、農業生産者や種苗利用者の権利を著しく制限し、ひいては地域の農業基盤を揺るがす恐れがあるため、以下の理由により反対します。 【反対の理由】 改正案では、育成者権の存続期間を従来の 25 年（木本性植物等は 30 年）から 35 年（木本性植物等は 40 年）へと大幅に延長しようとしています。存続期間が 10 年も延長されることは、農業者が長期間にわたり許諾料（ロイヤリティ）の支払いを余儀なくされること	

	を意味し、肥料や資材価格が高騰する中での農業経営にとって過度な負担となり、食料安全保障の観点からも懸念があります。 また、改正案第 14 条の 2 において、品種登録が完了する前の出願段階であっても、輸出等の行為に対して差止請求権を認める規定が新設されています。登録が確定していない段階で強力な法的権利を認めることは、流通業者や輸出事業者の予見可能性を著しく低下させます。万が一、後に出願が却下や拒絶された場合には出願者が損害賠償責任を負う規定はありますが、一度停止した経済活動の回復は困難であり、市場の混乱を招く恐れがあります。 さらに第 34 条の改正により、育成者権者の利用能力を超える数量に対しても損害額の算定に加算できる仕組みが導入されるほか、裁判所が賠償額を認定する際、侵害があったことを前提として合意したならば得られたであろう対価を考慮できるとしています。これらは賠償額の高額化を招き、意図せぬ権利侵害のリスクを抱える小規模な農業者や関連事業者にとって、再起不能な打撃を与える凶器となりかねません。 新設される第 35 条の 3 では、登録品種の名称を使用して種苗を譲渡・貸出した場合、その種苗は当該登録品種であると推定されますが、この規定は悪意のない名称の誤用であっても、利用者がその品種ではないことを立証しない限り権利侵害として扱われる可能性を高めます。これは立証責任が利用者に転嫁される側面があり、現場の事務負担や法的リスクを不当に高めるものです。 【結論】 本改正案は育成者権の保護の強化を掲げていますが、その実態は権利者への極端な偏重であり、日本の基幹産業である農業を支える現場の視点が欠落しています。よって、本法案の導入に強く反対し、慎重な審議を求めます。
5	(No. 4 と同文)
6	かつての種子法の復活を望みます。